

所専門指導室 (所管:商工観光労働部商業観光振興課)		
社団法人発明協会滋賀県支部 (所管:商工観光労働部新産業振興課)	発明協会滋賀県支部事業費補助金 12,537,174円	平成17年11月17日
滋賀県家畜商業協同組合 (所管:農政水産部畜産課)	「近江牛」生産基盤活性化対策事業費補助金 10,360,000円	平成17年11月15日
社団法人滋賀県畜産振興協会 (所管:農政水産部畜産課)	出資金・出えん金累計額 27,000,000円 畜産経営技術改善促進事業費補助金 4,712,936円 「近江牛」の生産基盤拡大事業費補助金 3,000,000円 地域肉用牛肥育経営安定対策事業費補助金 25,431,400円 “安全・安心「近江牛」こだわりの味”供給事業費補助金 542,000円 肉用子牛価格安定対策事業費補助金 548,425円	平成17年11月15日
財団法人滋賀県警察職員互助会 (所管:警察本部)	滋賀県警察職員互助会事業費補助金 55,722,000円	平成17年11月14日
公立学校共済組合滋賀支部 (所管:教育委員会事務局福利課)	公立学校共済組合事務費補助金 13,500,000円 公立学校共済組合事業費補助金 400,000円	平成17年11月14日
社会福祉法人しがらき会 (所管:健康福祉部障害者自立支援課)	民間社会福祉施設運営改善費等補助金 200,000円 社会福祉施設整備資金利子補給金 1,401,750円 知的障害者地域生活援助事業(グループホーム)職員研究活動促進費補助金 520,000円 障害者自立サポート事業補助金 988,000円 障害者インターナンシップ事業補助金 724,000円 県立信楽通勤寮管理運営委託料 58,333,754円	平成17年11月21日
社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会 (所管:健康福祉部障害者自立支援課)	県立聴覚障害者センター管理運営委託料 45,881,289円	平成17年11月15日

## 2 監査結果

## (1) 指摘事項

## 滋賀県土地開発公社

びわ湖東部中核工業団地の土地譲渡契約に係る売買代金の平成16年度末の収入未済額は、前年同期に比べ12,032,230円増加し62,631,604円となっており、現状ではさらにその増加が見込まれることから、債務者に対してなお一層収納の促進に努めるとともに、他の債権者と積極的に協議を進め効果的な対策を講じられたい。

## 財団法人滋賀県文化振興事業団

水口文化芸術会館の使用料収入において、平成17年3月末日現在、202,547円の収入未済が発生し

ているので、速やかな収納に努められたい。

#### 財団法人滋賀県公園・緑地センター

びわこ文化公園維持管理業務委託契約他において、1者見積りとする随意契約理由が不適正な事例および発注方法が不適当な事例が多く認められたので、契約のより公平性、透明性、経済性の確保の観点から、競争入札等による適正な執行に努められたい。

#### (2) 指導事項

指摘には至らないものの、注意を要するものとして指導した事項は次のとおりである。

##### (ア) 予算関係（1件）

- 会計年度を超えた契約を締結しているもの（財団法人滋賀県文化財保護協会）

##### (イ) 収入関係（4件）

- 使用料等の徴収額を誤っているもの（財団法人滋賀県文化振興事業団、財団法人滋賀県体育協会）
- その他収入に係る事務が適正でないもの（社会福祉法人しがらき会）
- 貸付金の償還金等について収入未済の解消を求めるもの（財団法人滋賀県産業支援プラザ）

##### (ウ) 支出関係（10件）

- 支払いの時期が遅延しているもの（社会福祉法人しがらき会）
- 支出額を誤っているもの（滋賀県住宅供給公社）
- 諸手当の支給を誤っているもの（社会福祉法人滋賀県社会福祉事業団）
- 旅費の支給を誤っているもの（財団法人滋賀県文化振興事業団、社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会）
- 委託料の精算・確認等が適正に処理されていないもの（財団法人滋賀県職員互助会）
- 委託料の支払時期が適正でないもの（財団法人滋賀県文化財保護協会、社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会）
- 補助金の精算・確認等が適正に処理されていないもの（社会福祉法人滋賀県社会福祉事業団、財団法人滋賀県体育協会）

##### (エ) 契約関係（4件）

- 設計積算を誤っているもの（滋賀県道路公社）
- 予定価格書が適正に作成されていないもの（財団法人びわ湖ホール、社会福祉法人滋賀県社会福祉事業団）
- その他契約に係る事務処理が適正でないもの（財団法人滋賀県環境事業公社）

##### (オ) 財産関係（1件）

- 交通事故の防止を求めたもの（社会福祉法人滋賀県社会福祉事業団）

#### (3) 上記以外の機関については、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘・指導すべき事項は認められなかった。

### 3 意見

平成17年11月1日から同年11月22日までに実施した30団体に係る監査の結果、次のとおり意見を付す。

#### (1) 目標管理による経営のさらなる効率化について（財団法人滋賀県文化振興事業団、財団法人びわ湖ホール、社会福祉法人滋賀県社会福祉事業団、滋賀県道路公社、滋賀県住宅供給公社）

依然として続く厳しい財政事情に加え、平成18年度から指定管理者制度が導入されるなど財政的援助団体を取り巻く情勢は、大きく変わろうとしている。このような状況を踏まえ、各団体における事業の推進に当たっては、自らが努力を注いで達成可能となる経営上の数値目標を設定し、数値による把握と検証を行うとともに、常にコスト意識を念頭に置き、外部委託を導入するなど経営の効率化を図り、収支の改善に職員が一丸となって取り組まれたい。

##### ・財団法人滋賀県文化振興事業団

滋賀県文化振興事業団は、滋賀会館、希望が丘文化公園など県立8施設の管理運営を受託し、伝統芸能フェスティバル、コンサート、展覧会、文化教室、キャンプ等各種事業を実施している。県民文化振

興の一翼を担い、事業を継続して実施していくためには、健全な経営を確保することが求められる。このため、各種事業の実施においては、常にコスト意識を念頭に置き、利用者数の目標値を設定し、その達成に向けた集客力の図れる取組みなどを進められたい。

・財団法人びわ湖ホール

びわ湖ホールは、県民が誇りの持てる芸術文化施設としての地歩を築き上げることが期待されており、その管理運営を受託する財団として健全な経営を確保することが求められる。このため、事業収入の拡大を念頭に置いた運営を図ることも必要であり、県民利用の向上を図りつつさらなる観客創造に努めるとともに、入场料収入について目標を定め、施設の減価償却費や人件費を含めた経営の視点についても、検討を進められたい。

・社会福祉法人滋賀県社会福祉事業団

滋賀県社会福祉事業団は、養護老人ホームさつき荘をはじめ県立12施設の管理運営を受託しているが、社会福祉法人を取り巻く経営環境が厳しさを増す中、中長期的な展望の下にその経営基盤の強化を図る必要がある。このため、複数の施設を経営するメリットを生かし、事務集中化の効果をさらに高めるとともに、利用の低調な生活管理指導短期宿泊事業など各種事業の稼働率にかかる目標値の設定や外部委託の導入など、徹底したコスト意識に基づく経営改善に努められたい。

・滋賀県道路公社

滋賀県道路公社の管理する4有料道路・1駐車場の利用台数については、経営の基盤となるものであることから、国の許可を受けた計画値に対する利用状況の評価にとどまらず、現状を踏まえた達成可能な経営目標値の設定や定期的な見直しにより、経営計画の策定を図られたい。また、料金徴収事務等については、一括契約を検討するなど、コスト意識の徹底により事務改善を進められたい。

・滋賀県住宅供給公社

滋賀県住宅供給公社が順次募集を行ってきた分譲住宅（区画）は、平成17年3月末現在、41区画が未売却となっている。中でも、平成14年度から募集を開始した高島市新旭駅前団地は、18区画のうち14区画が未売却である。団地ごとに未売却区画の販売目標を定め、積極的な営業活動を行い、早期に完売できるよう努められたい。

(2) 保有する財産の処分について <滋賀県土地開発公社>

滋賀県土地開発公社が造成し、平成9年3月に完工したびわ細江工業団地7区画（141,104m<sup>2</sup>）は、平成9年11月に1区画を売却したが、なお6区画（112,104m<sup>2</sup>）が未売却の状況である。早期に経済的な効用を発揮させるためにも、その処分に向け、販売のあり方を含め検討を行い、完売できるよう努められたい。

(3) 産業廃棄物の再資源化の促進について<財団法人滋賀県環境事業公社>

産業廃棄物については、環境への負荷をできるだけ低減し、環境と経済が調和した持続的に発展する地域社会を実現する上からも、その排出量の抑制と再資源化が求められている。滋賀県環境事業公社が昭和62年から実施している産業廃棄物再資源化促進事業は、企業間における廃棄物の交換を促進し、資源の有効利用を図ろうとするもので、時宜を得た有効な取組みとして期待されるので、事業所等への効果的な広報啓発等、情報提供に積極的に取り組まれたい。

(4) 債務の抜本的な対策について <社団法人滋賀県造林公社、財団法人びわ湖造林公社>

戦後、国策として推進された拡大造林政策の一翼を担ってきた公社による造林については、木材価格の低迷と外国産材の輸入増大などにより、多額の債務を抱える経営問題の解決に困窮を極めている。本県においてもその状況は深刻であり、関係府県等との緊密な連携の下に、地域を超えた取組みを積極的に推進し、政府に対し強力に働きかけを行い、早急に債務の抜本的な対策を講じ、経営の改善に努められたい。

(5) 国際湖沼環境委員会のあり方について <財団法人国際湖沼環境委員会>

昭和62年許可の財団法人国際湖沼環境委員会（I L E C）は、世界湖沼会議の開催や国際連合環境計画（U N E P）－国際環境技術センター（I E T C）の支援など、湖沼の持続可能な管理と保全に関する国際協力活動を、県等の人的・財政的支援により実施している。県の支援・努力が県民の目に触れる形となるよう留意するとともに、今後の開発途上国における湖沼環境管理等に関する援助のあり方や県の支援のあり方などについて、中長期的な運営計画を定められたい。また、国際連合環境計画国際環境技術センター協力基金が取り崩されているが、その取扱いについては適切に処理をされたい。

(6) 計画的・効率的な業務の執行について <滋賀県住宅供給公社>

滋賀県住宅供給公社が平成17年2月に執行した野洲市小南地先における境界杭設置測量業務委託は、

随意契約により特定の一者を契約の相手方として実施しているが、同地は県教育委員会の要請を受け、養護学校用地として造成するために平成16年11月から滋賀県土地開発公社が地形測量を行っていたものである。両公社が連携を密にしていれば、統合発注による経済的な執行が可能であったと考えられるので、今後は、事業全般について両公社の事務一元化のメリットを生かし、計画的・効率的な業務の執行を図られたい。